

京都市告示第177号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

平成23年7月1日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
嵯峨野緯17号線	右京区嵯峨野宮ノ元町6番地の9地先内	旧	メートル 4.90	メートル 2.95 ~ 3.10
		新	4.90	3.49 ~ 3.69
久我38号線	伏見区久我東町2番地の67地先から 同町6番地の54地先まで	旧	37.70	4.40 ~ 6.00
		新	37.70	4.68 ~ 6.16
	伏見区久我東町6番地の54地先から 同町6番地の5地先まで	旧	24.10	0.80 ~ 1.30
		新	22.60	0.73 ~ 2.37

(建設局土木管理部道路明示課)